
(仮称) 南薩地区新クリーンセンター
施設整備・運営事業
運営業務委託契約上の地位及び権利
義務の譲渡に関する契約書(案)

令和2年3月

南薩地区衛生管理組合

(仮称) 南薩地区新クリーンセンター施設整備・運営事業 運營業務委託契約上の地位及び権利義務の譲渡に関する契約書

【構成員（代表企業）】、【構成員】及び【構成員】（以下総称して又は個別に「譲渡人」という）、【運營業業者】（以下「譲受人」という。）並びに南薩地区衛生管理組合（以下「発注者」という）は、譲渡人と発注者との間の令和[]年[]月[]日付『(仮称) 南薩地区新クリーンセンター施設整備・運営事業 運營業務委託契約』（その後の変更を含み、以下「運營業務委託契約」という。）上の地位及び権利義務の譲渡に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(定義)

第1条 本契約において使用される用語は、本契約上定義されている場合又は文脈上別異に解するべき場合を除いて、運營業務委託契約における用語と同一の意味を有する。

(契約上の地位及び権利義務の譲渡)

第2条 譲渡人は、本契約に定める条件に従い、本契約締結日において、運營業務委託契約上の「受託者」の地位並びに権利及び義務を譲受人に譲り渡し、譲受人は、これを譲り受け、発注者は、本書をもってこれを承諾するものとする（以下「本地位譲渡」という。）。なお、本地位譲渡に係る第三者対抗要件を備えるために、譲受人は、本契約締結後直ちに、本書に確定日付を取得するものとする。

2 譲渡人は、本地位譲渡により、運營業務委託契約に基づく「受託者」としての権利を失い、義務を免れる。なお、譲渡人は、本地位譲渡によっても、運營業務委託契約第51条第4項の義務を免れない。

(表明及び保証)

第3条 譲渡人及び譲受人は、本契約締結日において、発注者に対して、本地位譲渡の実行のために必要な手続を全て履践していることを表明及び保証する。

2 譲渡人及び譲受人は、前項の表明及び保証事項が真実又は正確でないことが判明したときは、直ちに発注者に書面により通知するとともに、当該表明及び保証違反に起因して発注者に生じた損失、経費その他一切の損害を補償するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第4条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 本契約に係る訴訟については、鹿児島地方裁判所をもって専属的管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第5条 本契約に定めのない事項については、譲渡人、譲受人及び発注者が別途協議して定めることとする。

本契約締結の証として、本契約書[]通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

[確定日付]

譲渡人

【構成員（代表企業）】

〔 住所 〕

〔 会社名 〕

〔 代表者名 〕

印

【構成員】

〔 住所 〕

〔 会社名 〕

〔 代表者名 〕

印

【構成員】

〔 住所 〕

〔 会社名 〕

〔 代表者名 〕

印

譲受人

【運営事業者】

〔 住所 〕

〔 会社名 〕

〔 代表者名 〕

印

発注者

鹿児島県南さつま市加世田川畑 2648 番地

南薩地区衛生管理組合

管理者 本坊輝雄

印